

勧告基準	高さ	河川景観保全地域共通 ・河川景観保全地域に設置される風車の高さは、各河川の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項における勧告基準を準用とし、その制限の高さ以下とする。
	色彩	・工作物の色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。

### Ⅲ－８－２ 特定照明等

対象物件
・屋外照明
・大容量光源（サーチライト（以下「特定照明」という。））

指針	屋外照明	・星空の美しさを阻害しないよう、屋外照明の光は下向きにし、上方光束は避けること。
	特定照明	・商業目的のサーチライトは設置しないこと。
勧告基準	—	—

### Ⅲ－８－３ 開発行為等

対象行為
・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
・土地の形質の変更
・屋外における物件の堆積
・鉱物の掘採又は土石の採取

指針	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。
	土地の形質の変更	・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。 ・駐車場等では積極的な中高木緑化をすること。（緑化により空間を分節する。）
	屋外における物件の堆積	・堆積物は出来る限り、高さ5m以下、かつ面積1,000㎡以下とし、安全確保はもとより、周辺から見て、不快感を与えないように、緑化等により修景すること。
	鉱物の掘採又は土石の採取	・掘採又は土石の採取の場所が道路等から見えないよう樹木または塀等で修景すること。 ・掘採及び採取後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化等で自然を復元すること。
勧告基準	—	—